

収入

印紙

## 契約書（案）

- |          |  |   |                 |
|----------|--|---|-----------------|
| 1. 契約件名  | 札幌運輸支局登録事項等証明書交付業務等の委託業務                                       |   |                 |
| 2. 業務仕様等 | 仕様書のとおり  |   |                 |
| 3. 契約金額  | 金  | 円 | (内消費税及び地方消費税 円) |
| 4. 契約期間  | 令和8年4月1日～令和9年3月31日<br>ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定する休日を除く |   |                 |
| 5. 履行場所  | 北海道運輸局札幌運輸支局   |   |                 |
| 6. 契約保証金 | 免除   |   |                 |

上記について、支出負担行為担当官 北海道運輸局長 井上 健二を発注者とし、○○○株式会社 代表取締役 ○○ ○○を受注者として、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 受注者は、業務を以下の各条項に記載する条件で仕様書に基づき、発注者又は発注者の選任する監督職員（以下「監督職員」という）の指揮監督のもと信義誠実をもって業務遂行にあたり、発注者は受注者に業務料を支払うものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

### （再委託の禁止等）

第3条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

3 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 4 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型作成、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。
- 5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

(履行体制の把握)

第4条 受注者は、前条第3項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行う等複数の段階で再委託が行われるときは、前条第4項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のために必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(業務の内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、契約期間又は契約金額を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その額は発注者受注者協議して定めるものとする。

(検査及び料金の請求)

第6条 受注者は、業務内容について、各月終了時に発注者の選任する検査職員の検査受け、別紙の該当月分料金を翌月すみやかに請求するものとする。  
但し、事前に申し合わせのうえ、契約期間満了時に年払いでの請求も可能とする。

(料金の支払)

第7条 発注者は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に料金を支払うものとする。

- 2 前項の支払期限までに発注者の責に帰する事由により前項の約定期間に料金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年2.5%の率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(監督)

第 8 条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもってその官職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののか、業務の指導・監督を行う。又、必要があるときには受注者に改善を要求する権限を有する。

(職員に関する措置要求)

第 9 条 受注者は、受注者の職員の身元及び風紀、規律の維持について一切の責任を負い、発注者が著しく不適当と認められるものがあるときには、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(損害賠償)

第 10 条 受注者は、業務を行うにつき、受注者又は受注者の職員の責に帰すべき事由により、発注者及び札幌運輸支局職員並びに第三者に対して損害を及ぼしたときは、損害賠償の責に任ずるものとし、その額については発注者、受注者協議して定めるものとする。

2 受注者は、受注者の職員が発注者の責に帰するべき事由によらず、業務を行うにつき被った損害についてはこれを保証するものとし、発注者は、一切の責任を負わないものとする。

3 前項の場合、その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者、受注者協力してその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 発注者及び受注者は、この契約の履行にあたり知り得た相互の業務上の秘密を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第 12 条 発注者及び受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約の解除を申し出たとき
- (2) この契約に関して受注者又は受注者の代理人もしくは受注者の使用人に不正行為があったとき
- (3) 受注者が前条の規定に違反したとき
- (4) 前各号のほか受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき
- (5) 受注者が破産の宣言を受け、又は居所が不明となったとき
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき
  - (イ) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している

者をいう。以下この条において同じ。) が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき

- (ロ) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - (ハ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
  - (ニ) 役員等が暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれを不当に利用したとき
  - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
  - (ヘ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
  - (ト) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が(イ)から(ヘ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
  - (チ) 受注者が、(イ)から(ヘ)までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合((ト)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき
- (7) 発注者の都合により契約の解除をするとき

(違約金)

第13条 受注者は、前条第1号から第4号及び第6号までの規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、前条第1号の場合において、受注者の責に帰さない事由のときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わない場合は、受注者は、該当期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

#### （紛争の解決）

第15条 この契約に関し、定めのない事項又は発注者、受注者の間に紛争の生じた事項については、その都度発注者受注者協議のうえ決定する。

第16条 この契約に関する訴えは、発注者の所在地を管轄する裁判所に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 札幌市中央区北2条西19丁目8番  
支出負担行為担当官  
北海道運輸局長 井上 健二

受注者

別紙

◆支払金額内訳書

区分	金額(円)
4月分	
5月分	
6月分	
7月分	
8月分	
9月分	
10月分	
11月分	
12月分	
1月分	
2月分	
3月分	
合計	0円